

SUMINOE GROUP 人権方針

私たち SUMINOE GROUP は、グローバルに事業活動を展開するにあたり、人権尊重を経営の基本となる重要な要素と考えております。

SUMINOE GROUP の「社訓」において、多様な個性を活かしお互いを高めあう精神である「和協」を掲げるとともに、「企業行動規範」において従業員の人格・個性の尊重と健康・安全への配慮を謳い、人種・信条・宗教・国籍・身体的特徴等の理由で嫌がらせや差別を受けない健全な職場環境の確保に努めてまいりました。

また、2023年6月1日に策定したグループ理念において、「くらしに寄り添う技術とアイデアで人と社会にやさしい空間を世界中へ。」というミッションを掲げました。その実現のためには、SUMINOE GROUP の役員・従業員のみならず、お取引先様をはじめとするステークホルダーの皆様の人権を尊重し、信頼関係を築くことが不可欠であると認識しております。

私たちは、SUMINOE GROUP が事業活動を通じて直接的または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性があることを認識し、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重する姿勢を明確に示す基本方針として、「SUMINOE GROUP 人権方針」（以下「本方針」といいます。）を制定しました。私たちは、本方針に基づき、人権尊重の取り組みを継続的に推進し、人権尊重の責任を果たすよう努めてまいります。

1. 基本的な考え方

私たちは、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、経済協力開発機構（OECD）の「多国籍企業行動指針」をはじめとする国際規範にて表明された人権を尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、人権尊重の取り組みを推進します。

また、事業活動を行うそれぞれの国・地域における法令と規則を遵守します。当該法令および規則が国際規範と矛盾する場合には、国際的に認められた人権を最大限に尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、SUMINOE GROUP（住江織物株式会社およびその連結子会社）のすべての役員および従業員に適用されます。また、SUMINOE GROUP の商品・サービスに関わるすべてのビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針への支持を期待し、ともに人権尊重に努めてまいります。

3. 人権デュー・ディリジェンス

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、事業活動のすべてのプロセスにおいて直接的または間接的に及ぼす可能性のある人権への負の

影響を特定・評価し、防止・軽減するための取り組みを継続的に実施してまいります。また、取り組みの実効性を評価し、改善につなげます。

4. 是正・救済

私たちは、人権への負の影響を引き起こしている、あるいは助長していることが明らかになった場合には、適切な手続きを通じてその是正・救済に取り組みます。

5. ガバナンス体制および社内体制

本方針に基づく取り組みについては、取締役である管理本部本部長を委員長とする CSR 推進委員会がその内容の協議・決定を行い、CSR・内部統制審議会（経営会議）に定期的に報告して承認を得ます。また、取締役会が監督を行います。

本方針の制定は取締役会が承認しており、今後の改定の審議・決議は取締役会が行います。

6. 教育

私たちは、SUMINOE GROUP の役員および従業員を対象に、本方針を実効的に実践するために適切な教育を継続的に実施してまいります。

7. ステークホルダーとの対話

私たちは、事業活動が直接的・間接的に関わる人権への負の影響あるいは潜在的な負の影響への対処について、関連するステークホルダーとの対話と協議を誠実に行います。

8. 情報開示

私たちは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの状況について、ウェブサイトなどで適切な情報開示を行います。

2023年6月1日

住江織物株式会社
代表取締役社長
永田 鉄平